

## 健康障害防止措置の検討シート(原案)

物質名			Cas No.		
評価年月	(初期リスク評価)	年	月	(詳細リスク評価)	年

## 1 リスク評価の概要

## (1) 物理化学的性質

区分	内容	沸点	°C
性状	固体/液体/ガス	融点	°C
固体の場合の性状	粉状/粒状/塊状	蒸気圧	kPa

## (2) 有害性評価結果(ばく露許容濃度等)

区分	濃度値	根拠
1次評価値		
2次評価値		

主要な毒性	概要

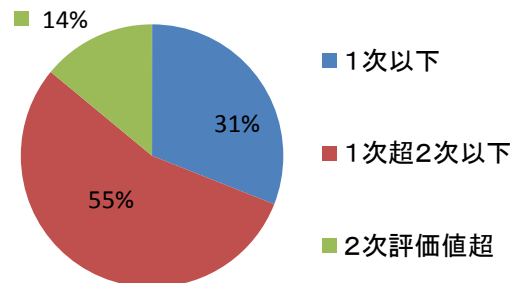
## (3) ばく露評価結果(ばく露情報等)

区分	数値	作業名	作業名	作業名
有害物ばく露作業報告事業場数				
ばく露実態調査事業場数				
個人暴露濃度	最大値			
	上側限界値			

区分	作業名	個人暴露測定	A測定値	スポット測定
高暴露作業				

## (4) リスク評価結果

区分	数値 (%)	
個人暴露濃度の分布	1次以下	31
	1次超2次以下	55
	2次評価値超	14
	全体	100



作業名	判定結果	理由・根拠	措置の要否

## 2 リスク作業の実態（業界団体等からのヒアリング結果）

### (1) 業界団体等の概要

業界団体名	会員企業数	活動の概要

(注) 会員企業数等の欄には、可能な場合には組織化率(会員企業/当該作業を行っている企業総数)を記載する。  
なお、会員企業数の算出が難しい場合は、定性的な表現も可能とする。

### (2) 作業概要及び健康障害防止措置の採用状況

作業名	作業の概要	健康障害防止措置の採用状況

### (3) 関係業界団体の健康障害防止にかかる取組み

取組事項	取組の概要

### (4) 特殊な作業(少量取扱等リスクが低い作業)の概要

作業名	作業の概要	事業者によるリスクの見積もり

注: リスクが低い作業等について、関係事業者団体等からのヒアリング等に基づき記入する。

### (5) 健康障害防止措置の導入にあたって考慮が必要な事項

考慮を要する事項	内 容

### 3 健康障害防止措置

#### (1) 必要な健康障害防止措置

措 置	内 容	摘 要
情報提供	<input type="checkbox"/> 表示	
	<input type="checkbox"/> 文書の交付	
	<input type="checkbox"/> 掲示	
	<input type="checkbox"/>	
労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 労働衛生教育(雇い入時)	
	<input type="checkbox"/>	
発散抑制措置	<input type="checkbox"/> 製造工程の密閉化	
	<input type="checkbox"/> 局所排気装置の整備	
	<input type="checkbox"/> プッシュプル型換気装置の整備	
	<input type="checkbox"/> 全体換気装置の整備	
	<input type="checkbox"/> 計画の届出	
	<input type="checkbox"/>	
作業環境の改善	<input type="checkbox"/> 休憩室の設置	
	<input type="checkbox"/> 洗浄設備の整備	
	<input type="checkbox"/> 設備の改善等作業時の措置	
	<input type="checkbox"/>	
漏洩防止措置	<input type="checkbox"/> 不浸透性の床の整備	
	<input type="checkbox"/>	
作業管理	<input type="checkbox"/> 作業主任者の選任	
	<input type="checkbox"/> 作業記録の保存	
	<input type="checkbox"/> 立入禁止措置	
	<input type="checkbox"/> 飲食等の禁止	
	<input type="checkbox"/> 適切な容器等の使用	
	<input type="checkbox"/> 用後処理(除じん)	
	<input type="checkbox"/> ぼろ等の処理	
	<input type="checkbox"/>	
作業環境の測定	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	
健康診断	<input type="checkbox"/> 健康診断の実施	
	<input type="checkbox"/> 健康診断結果の報告	
	<input type="checkbox"/> 健康診断記録の保存	
	<input type="checkbox"/> 健康診断記録の報告	
	<input type="checkbox"/> 緊急診断	
	<input type="checkbox"/> 健康管理手帳の交付	

(2) 技術的課題及び措置導入の可能性

措 置	技術的課題	措置導入の可能性

注: 暴露許容濃度の達成の可能性等について、発散抑制措置、保護具メーカーからのヒヤリング等に基づき記入する。

(3) 規制化の必要性

措置内容	自主的改善の進捗状況 (※進まない場合に規制の必要性は高い)	設備投資の必要性 (※必要性が高い場合規制が効果的)	行政指導の効果 (※効果が上がる場合規制の必要性は低い)	有害性の程度 (※有害性が強い場合は規制の必要性が高い)	用途の広がり の程度 (※用途が多岐に亘る場合規制の効果が高い)	総合評価

注: 総合評価は、①規制が必要、②規制が望ましい、③事業者の自主的対策が可能、④規制は不要



(3) 留意事項

① リスクが低いとされた作業にかかる規制の考慮

作業名	作業の概要	リスク評価結果の概要	減免の判定

② 留意事項等（技術指針、モデルMSDSの作成等）

(4) 規制の影響分析（←規制影響分析(RIA)にも配慮した検討を予定）

選択肢1： （最適の対策）	特化則による作業主任者の選任、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の規制の導入
選択肢2： （原則規制）	
選択肢3： （現行対策維持）	国の通達による作業主任者の選任、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導

① 期待される効果（望ましい影響）

効果の要素	選択肢1	選択肢2	選択肢3
労働者の便益	便益分類:A ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物のばく露の防止により、がん等の発症による健康障害を防止することができる。	便益分類:	便益分類:B 国の通達による行政指導では財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者に職業性がんが発症するおそれは、設備の密閉化等に関して対策を採っていない現状と殆ど変わらない。
	便益分類:A ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物による職業性がん等の発症を防止することにより、事業者としての労働者の健康確保対策に資するものである。	便益分類:	便益分類:B 国の通達による行政指導では財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業での確な対策が十分に普及せず、そのため、労働者に職業性がんが発症するおそれは、設備の密閉化等に関して対策を採っていない現状と殆ど変わらない。
社会的便益	便益分類:	便益分類:	便益分類:

※ 便益分類については、「A:現状維持より望ましい効果が増加」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入

②想定される負担(望ましくない影響)

負担の要素	選択肢1	選択肢2	選択肢3
実施により生ずる負担 (遵守コスト)	費用分類:C 本規制により、事業者に新たな措置を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下の通りである。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・換気装置(数十万円～)の設置 ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円～)	費用分類:	費用分類:C 国の通達による行政指導を受けて対策に取り組む事業者にあつては、次の費用が発生する。 ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・換気装置(数十万円～)の設置 ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円～)
実施に要する負担 (行政コスト)	費用分類:B 本規制の新設により、国において、費用、人員等の増減はない。	費用分類:	費用分類:C 国の通達による行政指導によって本規則と同等の実効性を確保するためには、指導のための人員等をより多く要することとなる可能性が高い。
その他の負担 (社会コスト)	費用分類:A ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物による職業性のがん等の発症を防止することを通じ、労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができる。	費用分類:	費用分類:B 国の通達による行政指導は法的強制力がないため、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で、的確な対策が普及せず、そのための職業性がんの発症により、労働者災害補償法に基づく保険給付は、設備の密閉化等に関して対策をとっていない現状とほぼ同程度生じることとなる。

※ 費用分類については、「A:現状維持より負担が軽減」、「B:現状維持と同等」、「C:現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入

③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規則との比較)

	選択肢1	選択肢2	選択肢3
分析結果	労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても既に規制を課し健康障害の防止を図っており、今般のニッケル化合物並びに砒素及びその化合物についても同様の規制を課すことから、事業者には費用負担の増を考慮しても本規則の実施は必要なものと判断する。		労働者の保護のため、ベンゼン等他の発がん性物質に対しても規制を課し健康障害の防止を図っており、今般のニッケル化合物並びに砒素及びその化合物についても同様の規制を課すことから、事業者の費用負担の増を考慮しても、必要なばく露防止対策を求めるのは妥当と考えられる。 本規則との比較に関して、代替案(国の通達による行政指導)では、財政基盤が十分でない中小企業等をはじめとした多くの企業で的確な対策が十分に普及せず、そのため、職業性がん等の発症を防止すること及び労働者災害補償保険法による保険給付を抑えることができないと考えられる。 ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物による労働者の健康障害は重篤なものであり、全ての企業において必要なばく露防止対策の措置が行われるべきことから、全ての事業者に当該措置を履行させるため、通達による指導(代替案)ではなく、法的強制力をもつ本規制を採用すべきである。

## 5 措置の導入方針

(1) 措置の導入方針 (←措置導入の方針、技術開発の要否、管理手法等)

(2) 規制導入のスケジュール

措置事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

※ 上記スケジュールは措置導入にかかる準備期間等の目安であって、措置の導入予定ではない。